

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 16 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「農福連携等プラス推進モデル事業」の
国庫補助協議について（依頼）

平素より、障害者保健福祉行政の推進に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

「農福連携等プラス推進モデル事業」について、国庫補助協議を実施いたします。

つきましては、別添を御参照の上、以下の提出期限までに計画書等の御提出をお願いいたします。事業を実施しない場合も、その旨ご連絡をお願いいたします。

提出期限：令和 7 年 5 月 30 日（金）17 時【厳守】

提出先メールアドレス：syuurou@mhlw.go.jp

【照会先】TEL：03-5253-1111

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
就労支援係 堀江・原田・竹村（内線：3389、3044）

E-mail：syuurou@mhlw.go.jp

「農福連携等プラス推進モデル事業」
(作業要領)

1 目的

農業等（林業や水産業、伝統工芸等を含む。以下同じ。）に加え、商工業や観光業等、地域の資源を活用した6次産業化等に向けた連携に取り組む意欲的な障害者就労施設等に対し、コーディネーターの伴走によりマッチングや立ち上げ等の一体的な支援を行うとともに、取組の効果検証及び取組事例の全国展開により、農福連携等の取組を推進する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。

3 基準額、対象経費、補助割合

1 区分	2 事業名	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
直接補助事業	農福連携等プラス推進モデル事業	農福連携等プラス推進モデル事業 1 施設又は事業所あたり 10,660千円	モデル事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	国 <u>10</u> 10
間接補助事業	農福連携等プラス推進モデル事業	農福連携等プラス推進モデル事業 1 施設又は事業所あたり 10,660千円	モデル事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	国 <u>10</u> 10

4 執行方針

実施要綱の内容に基づき採択の可否を検討します。

5 提出書類及び提出期限

「02 別紙 1 ～ 3.xlsx」及び参考書類（パンフレット等及び見積書（原則 2 社以上））を添付のうえ、令和 7 年 5 月 30 日（金）17 時までに電子メールでご提出ください（締切厳守）。

事業を実施しない場合においても、その旨回答願います。

提出先メールアドレス：syuurou@mhlw.go.jp